

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄）（第二条関係）	3
○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第三条関係）	5
○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第四条関係）	13
○旅客自動車運送事業等報告規則（昭和二十九年運輸省令第二十一号）（抄）（第五条関係）	15
○道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）（抄）（第六条関係）	16

○ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（座席ベルト等） 第二十二条の三 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二条第三項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</p>					
自動車の種類別	座席の種類別	座席ベルトの種類	自動車の種類別	座席の種類別	座席ベルトの種類
<p>一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 乗車定員十人未満の自動車</p> <p>ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五ト</p>	<p>運転者席その他の座席であつて、前向きのもの（以下この表において「前向き座席」という。）（容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）</p>	<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）</p>	<p>一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 乗車定員十人未満の自動車</p> <p>ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五ト</p>	<p>運転者席その他の座席であつて、前向きのもの（以下この表において「前向き座席」という。）</p>	<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）</p>
<p>前欄に掲げる座席以外</p>			<p>前欄に掲げる座席以外</p>		
<p>当該座席の乗車人員が</p>			<p>当該座席の乗車人員が</p>		

<p>ン以下のもの（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>の座席</p>	<p>、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト</p>
<p>二〇五（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定は、第一項の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、同項の規定の適用を受けない座席（第二十二條第三項第一号に掲げる座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第四項」と、前項中「第一項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。</p>		
<p>ン以下のもの（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>の座席</p>	<p>、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト</p>
<p>二〇五（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 </p>		
<p>5 </p> <p>（略）</p>		

改正案	現行
<p>（整備管理者の資格）</p> <p>第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないこととする。</p> <p>一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。</p> <p>二 自動車整備士技能検定期則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。</p> <p>（整備管理者の選任届）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 前項の届出書には、同項第五号の者が同項第六号に掲げる者に該当すること及び法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（第三十一条の三第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。</p>	<p>（整備管理者の資格）</p> <p>第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。</p> <p>一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。</p> <p>二 自動車整備士技能検定期則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。</p> <p>三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。</p> <p>（整備管理者の選任届）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 前項の届出書には、同項第五号の者が同項第六号に掲げる者に該当すること及び法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。</p>

(新規検査の申請)

第三十六条 (略)

2～11 (略)

12 国土交通大臣が指定する自動車(一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。)について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第八条第一項若しくは第五項、第十一条第二項、第十一条の二第三項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項若しくは第三項、第十七条の二第三項若しくは第四項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条の二第三項若しくは第五項、第二十条第四項若しくは第五項、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二条の四、第二十二条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第八項若しくは第九項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六第二項、第四十三条の七、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第三項又は第五十条の基準(同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものを証する書面を提出しなければならない。

(新規検査の申請)

第三十六条 (略)

2～11 (略)

12 国土交通大臣が指定する自動車(一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。)について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第八条第一項若しくは第五項、第十一条第二項、第十一条の二第三項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項若しくは第三項、第十七条の二第三項若しくは第四項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条の二第三項若しくは第五項、第二十条第四項若しくは第五項、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第八項若しくは第九項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六第二項、第四十三条の七、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第三項又は第五十条の基準(同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

改正案	現行
<p>目次 第七章 雑則（第六十六条の二―第六十九条） （点呼等） 第二十四条（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。</p> <p>3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</p> <p>4 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、第一項及び第二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属</p>	<p>目次 第七章 雑則（第六十六条の二―第六十八条） （点呼等） 第二十四条（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>3 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所</p>

する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

- 5| 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(従業員に対する指導監督)

第三十八条 (略)

- 2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

- 二 運転者として新たに雇い入れた者

- 三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者

- 四 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

3 5 (略)

(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第四十七条の七 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定

に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

- 4| 旅客自動車運送事業者は、第一項及び第二項の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(従業員に対する指導監督)

第三十八条 (略)

- 2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

- 二 運転者として新たに雇い入れた者

(新設)

- 三 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

3 5 (略)

(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第四十七条の七 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならぬ。

2 (略)

(運行管理者等の選任)

第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

事業の種類別	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数
三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 特定旅客自動車	乗車定員十一人以上の事業用自動車の運送	旅客自動車運送事業運行管	当該営業所が運行を管理する事業用

2 (略)

(運行管理者等の選任)

第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

事業の種類別	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数
三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 特定旅客自動車	乗車定員十一人以上の事業用自動車の運送	旅客自動車運送事業運行管	当該営業所が運行を管理する事業用

<p>運送事業</p>	<p>行を管理する営業所及び乗車定員十人以上の事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所</p>	<p>理者資格者証、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証</p>	<p>自動車の数を四十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数</p>
-------------	--	---	---

25 (略)

(運行管理者の資格要件)

第四十八条の五 法第二十三条の二第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し五年以上の実務の経験（法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係るものを除く。）を有し、かつ、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることとする。

<p>運送事業</p>	<p>行を管理する営業所及び乗車定員十人以上の事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所</p>	<p>理者資格者証、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証</p>	<p>自動車の数を四十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数</p>
-------------	--	--	---

25 (略)

(運行管理者の資格要件)

第四十八条の五 法第二十三条の二第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し五年以上の実務の経験（法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係るものを除く。）を有し、かつ、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることとする。

資格者証の種類	旅客自動車運送事業の種類
一 (略)	(略)
(削る)	(削る)
二・三 (略)	(略)

2 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 (略)
- 二 乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、第二十四条第一項及び第二項の規定により当該旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、これらの規定による報告をすること。
- 三 七 (略)
- 八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。
- 九・十 (略)

2 9 (略)

10 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、第二

四第三項に規定する乗務の途中において、同項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、同項の規定による報告をしなければならない。

資格者証の種類	旅客自動車運送事業の種類
一 (略)	(略)
二 一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般貸切旅客自動車運送事業
三・四 (略)	(略)

2 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 (略)
- 二 乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、第二十四条の規定により当該旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、同条に規定する報告をすること。
- 三 七 (略)
- 八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の自動車、道路及び運行状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。
- 九・十 (略)

2 9 (略)

(新設)

<p>11) (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第六十八条 旅客自動車運送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき(同表第五号及び第六号に掲げる場合にあっては、一般貸切旅客自動車運送事業者が当該各号の場合に該当することとなつたときに限る。)は、同表下欄に掲げる事項を営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。</p>	<p>届出を行う場合</p>	<p>一〜四 (略)</p>	<p>五 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合</p>	<p>六 前号の届出に係る補助者が、転任、退職その他の理由により、当該営業所の補助者でなくなつた場合</p>
<p>届出事項</p>	<p>(略)</p>	<p>一 届出者の氏名又は名称及び住所 二 営業所の名称及び位置 三 選任又は解任の年月日 四 補助者の氏名及び生年月日 五 選任の場合にあつては、補助者が第四十七条の九第三項に規定する要件に該当することを証する事項 六 選任の場合にあつては、補助者の兼職の有無(兼職が有る場合は、その職名及び職務内容)</p>	<p>補助者でなくなつた旨及びその理由</p>	<p>補助者でなくなつた旨及びその理由</p>
<p>10) (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第六十八条 旅客自動車運送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、同表下欄に掲げる事項を営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。</p>	<p>届出を行う場合</p>	<p>一〜四 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

2
(略)

(書類の管理)

第六十九条 旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

2
(略)

(新設)

第二号様式 (第48条の6関係) (日本工業規格A列4番)

運行管理者資格者証交付申請書

年 月 日

地方運輸局長殿

収 入
印 紙

郵便番号 _____ 電話 (連絡先) _____

住 所 _____

(フリガナ) 氏 名 _____

生年月日 _____

一般乗用 特定 (注(1)) 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けたので、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の6第2項の規定により、別紙書類を添付して申請します。

申請の区分	A 試験合格	受験番号	(年 月 日 合格)
	B 資格要件	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の5第1項に該当する。	

注 (1) 不要の文字は消すこと。
 (2) 申請の区分の欄は、該当する区分の記号の1つを○で囲み、必要事項を記入すること。

第二号様式 (第48条の6関係) (日本工業規格A列4番)

運行管理者資格者証交付申請書

年 月 日

地方運輸局長殿

収 入
印 紙

郵便番号 _____ 電話 (連絡先) _____

住 所 _____

(フリガナ) 氏 名 _____

生年月日 _____

一般乗用 特定 (注(1)) 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けたので、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の6第2項の規定により、別紙書類を添付して申請します。

申請の区分	A 試験合格	受験番号	(年 月 日 合格)
	B 資格要件	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の5第1項 1 第1号 2 第2号 に該当する。	

注 (1) 不要の文字は消すこと。
 (2) 申請の区分の欄は、該当する区分の記号の1つを○で囲み、必要事項を記入すること。
 (3) 資格要件の欄は、該当する数字を○で囲むこと。

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（運行管理者等の選任） 第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。</p>				事業の種類別	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
				一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	二。ただし、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずる	一 （略）	（略）	（略）	（略）
<p>（運行管理者等の選任） 第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。</p>				事業の種類別	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
				一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数	一 （略）	（略）	（略）	（略）

2 5 (略)	三・四 (略)				
	(略)	事業用自動車百両以上の運行を管理する営業所	事業用自動車二十両以上九十九両以下の運行を管理する営業所		
	(略)	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証		
	(略)	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数から百を引いた数を三十で除した数(一未満の端数があるとときは、これを切り捨てるものとする。)に六を加算して得た数	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数(一未満の端数があるとときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数		おそれがないと認められる場合には、一
2 5 (略)	三・四 (略)				
	(略)				
	(略)				
	(略)				

○ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（臨時の報告）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長。以下この条において同じ。）から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書の提出その他の方法により報告をしなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、<u>報告の方法及び期限その他必要な事項を明示するものとする。</u></p>	<p>（臨時の報告）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長。以下この条において同じ。）から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、<u>報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。</u></p>

○道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）

（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一	別表第一	別表第一	別表第一
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額	自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～六十三（略）	（略）	一～六十三（略）	（略）
六十四 保安基準第二十二條の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万七千円	六十四 保安基準第二十二條の三第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万七千円
六十五 保安基準第二十二條の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円	六十五 保安基準第二十二條の三第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
六十六 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円	六十六 保安基準第二十二條の三第四項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円
六十七 保安基準第二十二條の三第	十二万七千円	六十七 保安基準第二十二條の三第	十二万七千円

備考 (略)	五項に定める基準に係る試験 (専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。)	
	六十八〜百三十二 (略)	(略)
別表第二		
特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額	
一〜三十七 (略)	(略)	
三十八 保安基準第二十二條の三第二項 (同条第四項において準用する場合を含む。) に定める基準に係る試験	十二万五千元	
三十九 保安基準第二十二條の三第三項 (同条第四項において準用する場合を含む。) に定める基準に係る試験 (第五号に掲げる試験を除く。)	十八万七千元	
四十 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験 (専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。)	十八万七千元	

備考 (略)	四項に定める基準に係る試験 (専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。)	
	六十八〜百三十二 (略)	(略)
別表第二		
特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額	
一〜三十七 (略)	(略)	
三十八 保安基準第二十二條の三第二項に定める基準に係る試験	十二万五千元	
三十九 保安基準第二十二條の三第三項に定める基準に係る試験 (第五号に掲げる試験を除く。)	十八万七千元	
四十 保安基準第二十二條の三第四項に定める基準に係る試験 (専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。)	十八万七千元	

備考 (略)	四十一～九十三 (略)	(略)
-----------	----------------	-----

備考 (略)	四十一～九十三 (略)	(略)
-----------	----------------	-----

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項の改正規定及び第六条の規定 公布の日

二 第四条の規定 平成二十九年十二月一日

(経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「新規則」という。）第二十四条第三項及び第五項の規定は、この省令の施行の日以後に運行を開始する場合について適用し、同日前に運行を開始した場合には、なお従前の例による。

第三条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧規則」という。）第四十七条の九第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する者を、引き続き、運行管理者として選任することができる。

2 旅客自動車運送事業者は、この省令の施行の際現に旧規則第四十七条の九第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する者を、引き続き、補助者として選任することができる。

第四条 この省令の施行の際現に旧規則第四十七条の九第三項の規定により補助者を選任している一般貸切旅客自動車運送事業者は、平成二十九年一月三十一日までに、次に掲げる事項を営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 営業所の名称及び位置

三 補助者の氏名及び生年月日

四 補助者が旧規則第四十七条の九第三項に規定する要件に該当することを証する事項

五 補助者の兼職の有無（兼職が有る場合は、その職名及び職務内容）

第五条 この省令の施行前に旧規則第四十八条の六第二項の資格者証の交付の申請をした者に対する旧規則第四十七条の九第一項に規定する資格者証の交付については、新規則第四十八条の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 旧規則第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書は、新規則第二号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。